

世界自然遺産小笠原諸島 管理計画 の改定 について



令和5年度 第2回 小笠原諸島世界自然遺産地域 科学委員会
令和5年12月25日

1. 世界自然遺産小笠原諸島 「管理計画」と「アクションプラン」について

地域連絡会議・科学委員会で議論

世界自然遺産小笠原諸島 管理計画

資料2-3

世界自然遺産
小笠原諸島
管理計画
(案)

2023.12版

環境省
林野庁
文化庁
東京都
小笠原村

目次

1 はじめに

2 計画の基本的事項
(1) 管理計画策定の目的
(2) 管理計画の範囲
(3) 管理計画の役割
(4) 管理計画策定の考え方
(5) 「世界自然遺産小笠原諸島管理計画アクションプラン」について

3 世界自然遺産小笠原諸島の概要
(1) 総論
(2) 位置
(3) 自然環境
(4) 地質
(5) 気象・気候
(6) 地形
(7) 植物（陸生動物類）
(8) 動物
(9) 生態系の形成と生物の遷移
(10) 社会環境
(11) 歴史と伝統
(12) 産業構造
(13) 文化遺産
(14) 土地所有状況
(15) 世界自然遺産小笠原諸島
(16) 観光資源、世界遺産委員会による評価の現状
(17) 世界遺産委員会との関係における関係事項、活動事項
(18) 保護体制
(19) その他関係法令等

4 管理計画策定に当たっての留意点

世界自然遺産小笠原諸島 管理計画 アクションプラン

参考資料7

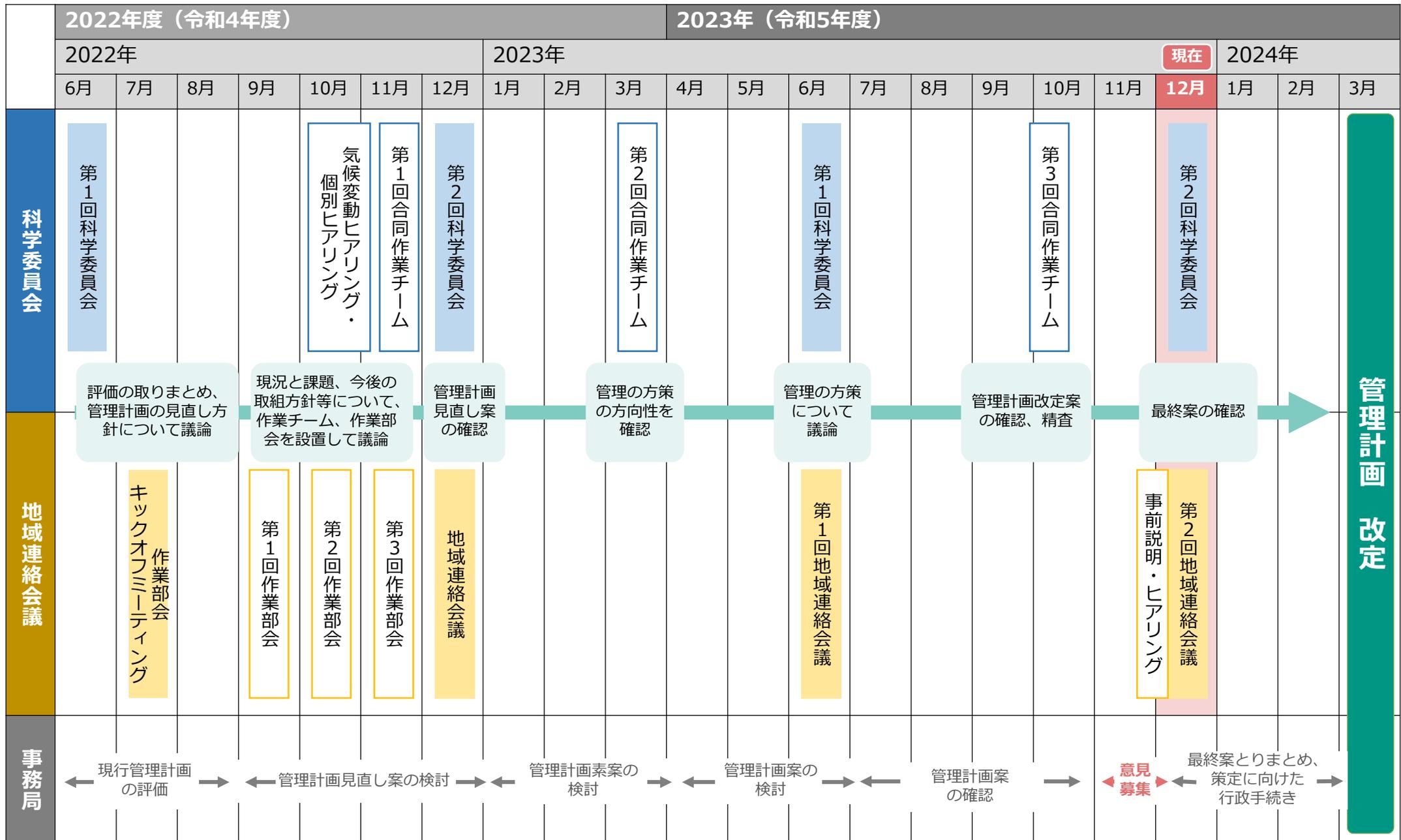
世界自然遺産
小笠原諸島管理計画
アクションプラン【第4期】
(案)

2023年12月

関東地方環境事務所
関東森林管理局
東京都
小笠原村

策定主体	環境省・林野庁・文化庁・東京都・小笠原村	関東地方環境事務所・関東森林管理局・東京都・小笠原村
改定歴	<ul style="list-style-type: none"> ・2010（平成22）年1月 ・2018（平成30）年3月 ・2024（令和6）年3月（予定）【今回改定】 	<ul style="list-style-type: none"> ・2010（平成22）年1月（第1期） ・2014（平成26）年3月（第2期） ・2018（平成30）年3月（第3期） ・2024（令和6）年3月（第4期）（予定）【今回改定】
対象範囲	小笠原諸島の自然環境の保全・管理に係る全体計画	人為的影響の是正に係る具体的な行動計画 (主に島ごとの生態系保全に関わる事項)
目標期間	長期目標の達成のために、おおむね5～10年程度先の対策の方向性を示すもの。自然環境や社会状況の変化により、必要に応じて見直しを実施する。	管理計画を補完する具体の行動計画として、短期的な目標及び対策の内容や実施期間を示すもの。おおむね5年間隔で見直しを実施する。
推進主体	小笠原諸島に関わる全ての関係者 (管理機関、管理機関以外の行政機関、小笠原諸島に居住する村民、観光・農業・漁業などに関係する事業者、研究者やNPO、来島者など)	主に管理機関（事業・調査の実施主体）

2. 管理計画 改定作業の流れ



3. 管理計画 目次構成

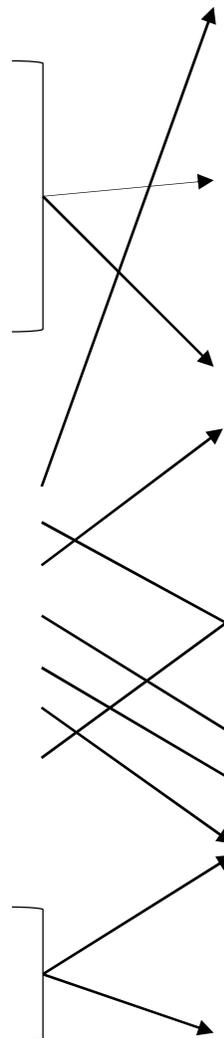
<目次構成>

現 行

1. はじめに
2. 計画の基本的事項
3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要
4. 管理の基本理念と基本方針
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本方針
 - 1) 遺産価値を支える自然環境の保全
 - 2) 侵略的外来種対策の継続
 - 3) 人の暮らしと自然との調和
 - 4) 順応的な保全管理の実施
5. 管理の方策
 - (1) 保護制度の適切な運用
 - (2) 新たな外来種の侵入・拡散防止
 - (3) 各種事業における環境配慮の徹底
 - (4) 自然と共生した島の暮らしの実現
 - (5) エコツーリズムの推進
 - (6) 継続的な調査と情報の管理
 - (7) 島ごとの対策の方向性
6. 管理の体制
 - (1) 管理機関の体制
 - (2) 科学的知見に基づく順応的管理体制
 - (3) 関係者の連携のための体制
 - (4) 国内外との連携
7. おわりに

改定案

1. はじめに
2. 計画の基本的事項
3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要
4. 管理計画改定に当たっての視点
5. 管理の基本理念と基本方針
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本方針
6. 管理の方策
 - (1) 生態系の保全
 - 1) 生態系の修復と固有種等の個体群の絶滅回避
 - ア. 全ての島に共通する留意点
 - イ. 各列島・島の保全管理
 - ウ. 海域の保全管理
 - 2) 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止
 - (2) 自然と人の共生
 - 1) 自然と共生した島の暮らしの実現
 - 2) エコツーリズムの推進
 - (3) 持続的な遺産の管理
 - 1) 遺産を保護するしくみの適切な運用
 - 2) 保全管理体制の充実
7. 管理の体制
8. おわりに



4. 管理計画 改定のポイント

■見直しの視点

(1) 自然環境等の変化に応じた課題の再整理

■改定内容

- ・この5年間で生じた自然環境や社会状況の変化、科学委員会等での議論の結果を踏まえて、管理計画の記載ぶりを見直し。
- ・遺産推薦時に基準を満たさないとされた価値の分析・評価も未了であること、近年の西之島における自然環境の変化等の状況を踏まえ、当初遺産登録時に登録を目指していた地形・地質や生物多様性に関する知見や情報の収集、分析、検討を実施し、遺産価値の再評価を行う旨を追記。

(2) 気候変動への対応

- ・より長期的・大局的な視点から遺産管理をしていくため、気候変動への対応を検討。気候変動対策として長期・継続的な調査を実施すること等を追記。

(3) 外来種への対策

- ・侵略的外来種の防除技術の開発を推進するとともに、非意図的に持ち込まれるリスクの高い侵入経路を特定し、その侵入・拡散を防ぐための体制構築を進める旨を追記。

(4) リソースの拡充と効果的活用を念頭に置いた方策の再検討

- ・管理計画の達成目標や取組内容等を精査し、適宜修正。
- ・小笠原諸島の遺産管理を継続的に実施するため、新たな資金確保、体制整備に向けた具体的な検討を行い、実現可能なものから適宜取り組んでいく旨を追記。

(5) 研究者の役割の再整理

- ・研究者の役割に関する記載として、科学的見地から目指すべき姿を示すこと、小笠原諸島世界自然遺産地域の魅力発信等を追記・整理。

(6) 地域参画の推進に向けた体制・仕組みの検討

- ・地域連絡会議において作業部会を開催。その結果等を踏まえて、世界遺産ブランドを活用した地域づくり、観光利用が地域環境の保全と社会・経済を豊かにする持続的なエコツーリズムを目指すことについて追記。

(7) 管理計画、アクションプランの構成の再整理

- ・管理計画、アクションプランの構成等を再整理し、相互の関係性がわかりやすい、評価、点検を意識した計画書へと見直し。

5-1. 意見募集の実施概要

◆意見募集対象

世界自然遺産小笠原諸島管理計画（案）

◆意見募集期間

令和5年11月8日（水）～ 同年12月10日（日） 必着

◆意見の提出方法

- ①関東地方環境事務所HPから意見募集対象と参考資料をダウンロード
- ②所定の意見提出様式（下記）に従い、電子メール又は郵便で提出

【意見提出様式】

[宛先] 関東地方環境事務所 国立公園課

[件名] 「世界自然遺産小笠原諸島 管理計画（案）」に対する意見

[氏名] ○○ ○○（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[意見]（※該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に記載）

- ・ 該当箇所（ページ、項目番号を付すなど該当箇所を明記）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付または併記）

◆告知の方法（情報掲載場所）

- ・ 各関係機関（関東地方環境事務所、関東森林管理局、文化庁、東京都、小笠原村）HP
- ・ 小笠原世界遺産センターHP
- ・ 村民だよりNo.762（2023年12月1日発行 父島・母島全戸配布）
- ・ 村内掲示板（父島・母島各所）

5-2. 意見募集結果

◆ 意見募集結果 いただいたご意見 **16** 件

● 管理計画（案）に反映したご意見 **2** 件

- **1. 外来種駆除作業などの保全管理事業に関わる新しい産業と、それに携わる地域の人々について、「地域参画」の最も重要な部分のひとつとして取り上げていただきたい。**

（→ご意見に対する考え方）

ご意見を踏まえ、p.65「自然と共生した島の暮らしの実現」の項に、村民が外来種対策等の事業従事者としても重要な役割を担っている旨を追記します。

- **2. 「二見湾」との表記3か所を「二見港」、又は「二見港(二見湾)」とするべき。**

（→ご意見に対する考え方）

ご意見を踏まえ、「二見湾」と表記している3箇所を「二見港（二見湾）」へと修正します。

● その他のご意見 **14** 件

- ・ 海生は虫類（ウミガメ類） **1** 件
- ・ 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項 **7** 件
- ・ 自然環境等の変化に応じた課題の再整理 **2** 件
- ・ 気候変動への対応 **1** 件
- ・ 管理の方策（生態系の保全） **2** 件
- ・ 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止 **1** 件

【参考】科学委員会における検討経緯

令和4年度	気候変動ヒア (10/20開催)	気候変動に関する現状の把握と適応策の検討 ・第1回科学委員会で抽出された見直しの視点のうち、気候変動について、より具体的な現状及び方策を検討 ※可知委員長、清水委員、千葉委員に加え、アドバイザーとして、松山氏（都立大）、石田氏（京大）を招聘し合同ヒアリング形式で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・気温の上昇、極端現象の増加、無降雨日数の増加等が見られる。 ・考え得る対応策として、長期・継続的な調査の実施に加え、全島的なモニタリングの実施、気候変動の対応策の観点からも、域外保全の重要性について意見があったところ。
	個別ヒア (10/20～11/24実施)	見直しの視点に対する今後の取組方針の確認 ・第1回科学委員会で抽出された見直しの視点に関する対応方針（管理機関案）について意見聴取 ※科学委員全員を対象に個別説明・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・提示した見直し方針案で概ね合意。 ・とりわけ新たな外来種対策の方針については、引き続き議論が必要とのご意見。
	第1回合同作業チーム (11/29開催)	各島の自然環境の現況の把握と課題の整理 ・各島の保全対象種と脅威（外来種）、長期目標（案）を確認 ※科学委員（一部欠席あり）を対象とした会合形式にて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・方策の検討に当たっては、「保全対象種」と「外来種」という2側面だけでなく、種間相互作用の観点も考慮すべき。 ・長期目標として「生態系を保全する」との表現では不十分。 ※その他、現行管理計画に記載されている各島の保全対象種と脅威の不足、今後の継続課題等を確認
	令和4年度第2回科学委員会 (12/26)	管理計画見直し案 の確認 ・作業チームでの検討 および 作業部会の議論 を踏まえて作成した、 管理計画見直し素案 （基本方針（案）、長期目標（案））を確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・未侵入の外来種への対策は、侵入経路の管理が重要。 ・父島→母島、有人島→属島等の移動も含めて、さらにスピード感を持って取り組んでいく必要がある。 ・未侵入の外来種への対策は、自然環境保全だけでなく、農業被害防止のためにも重要であるという視点が重要。 ・科学委員会としても新たな遺産価値の再評価を推進する。
	第2回合同作業チーム (3/8開催)	自然環境の保全に係る取組の方向性 の確認 ・管理の方策のうち、 自然環境の保全に係る事項 （生態系の保全、未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止）について、取組の方向性を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・「保全」や「駆除」にもいくつかの段階があり、適切な書き分けが必要。 ・海域や生物などによる外来植物の侵入・拡散リスク、将来的に侵入する可能性のある外来種のリスク調査の必要性などについても言及すべき。 ※その他、各島の取組の方向性等を確認
令和5年度	令和5年度第1回科学委員会 (6/2)	管理計画案 の確認① ・作業チームでの検討および作業部会の議論を踏まえて作成した管理計画案のうち、特に「 生態系の保全 」と「 持続的な遺産の管理 」に係る基本方針、管理の方策を確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原諸島全域に関わる、海鳥による外来種運搬、ネズミなどの駆除技術開発等については、島ごとではなく共通の課題としてまとめるのが良いのではないかと。 ・複数島間で生じる問題もあるため、全てを島単位で整理するのは難しいのではないかと。列島単位の方針をまとめることも一案である。 ・海域公園地区を中心とする海域における長期目標・管理の方策も設定すべきではないかと。
	第3回合同作業チーム (10/3開催)	管理計画案 の確認② ・令和5年度第1回科学委員会を踏まえて追加した「 全ての島に共通する留意点 」、「 各列島の保全管理（列島毎のまとめ） 」、「 海域の保全管理 」を中心に内容を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の優先順位をつける前に、リソースを確保する努力が必要なのではないかと。 ・外来種への対応については、深刻な状況にあることを明記してもらいたい。 ・在来植物シロツブは繁殖力が高く、脅威として認識すべき。

※以降、各委員と個別調整し、最終案とりまとめ

【参考】地域連絡会議における検討経緯

令和4年度

第1回 作業部会 (9/21開催)

これまでの取組、これからの取組の洗い出し

- ・ 現行計画の「管理の方策」を確認しつつ、**各団体でこれまでにやってきたこと、これからできそうなこと、他団体や村民、来島者、行政の力が必要なこと**を洗い出し

- ・ 世界遺産登録による経済効果の実感は、業界によって異なる
- ・ 遺産登録によって、小笠原固有種の知名度が上がったと感じる
- ・ レスポンシブルツーリズムを取り入れることで観光による遺産価値向上を目指せるのではないかと
- ・ 自主ルールを公的な管理の仕組みとして定着させてほしい

第2回 作業部会 (10/19開催)

具体方策の検討、目標の確認・検討

- ・ 第1回で出された課題・展望の解決・展開方策を検討
- ・ **現行計画の基本方針、長期目標を確認し、追記すべき観点等**を確認

- ・ 遺産価値の現状や課題について、地域へ明瞭に説明してほしい
- ・ 官民連携で地域ブランド戦略を進められると良い
- ・ ボランティアツアー、WEBイベント等、様々な方法で普及啓発をしていけると良い
- ・ ガイド中の外来種駆除は、仕組みが整えばぜひ協力したい

第3回 作業部会 (12/2開催)

管理計画見直し案の確認①

- ・ 第1回、第2回結果の振り返りと、**管理計画の反映方針**を確認

- ・ 世界遺産ブランドについての記載は歓迎する
- ・ 遺産という冠だけでなく、ストーリーも活用していけると良い
- ・ 方針案の通り、ルール等の普及啓発を進めてほしい
- ・ 「誇り」や「地域愛」が読み取れる文案としてほしい
- ・ 観光は遺産価値を損なうものではなく、遺産価値の普及に寄与するものであることがわかる表現としてほしい

令和4年度 第2回 地域連絡会議 (12/22)

管理計画見直し案の確認②

- ・ 作業部会第1回～第3回および作業チームの議論を踏まえて作成した、**管理計画見直し素案（基本方針（案）、長期目標（案））**を確認

※管理の方策の具体文案、APIについては年度内に共有予定。

- ・ 「世界遺産ブランド」とは何か、改めて議論する必要がある
- ・ 遺産保全に係る各種ルールや配慮事項は、丁寧な説明だけでなく、制限内容の見直し・変更が求められているのではないかと
- ・ 新たな資金確保は、ふるさと納税の活用など村が先頭に立つべき
- ・ 遺産事業に伴って発生する廃棄物の取扱等についても検討が必要

令和5年度

令和5年度 第1回 地域連絡会議 (6/10)

管理計画案の確認

- ・ 昨年度第2回地域連絡会議に修正作業を重ねた管理計画案のうち、特に「**自然と人の共生**」に係る**基本方針、管理の方策**を確認。

- ・ 「適切な外来種対策や固有野生動植物種への影響の回避・低減対策に取り組む農業者を支援し」とあるが、農業者の支援よりもむしろ、コウモリそのものへの対応を検討してほしい。
- ・ エコツーリズムの推進については、作業部会等の結果を反映した内容となっていて、とても良いと感じた。

※以降、各団体と個別調整し、最終案とりまとめ

【参考】管理計画の目次構成と改定状況 (1/3)

【新】改定案 (2023年12月時点)	← 【旧】現行計画 (2018年3月策定)	改定状況
1. はじめに	1. はじめに	<ul style="list-style-type: none"> 内容に大きな変更なし。 基本理念は第5章、現状認識は第4章に記載することとし、本項からは削除。
2. 計画の基本的事項	2. 計画の基本的事項	
(1) 管理計画策定の目的	(1) 管理計画策定の目的	<ul style="list-style-type: none"> 内容に大きな変更なし。
(2) 管理計画の対象範囲	(2) 管理計画の対象範囲	
(3) 管理計画の期間	(3) 管理計画の期間	
(4) 管理計画実行の考え方	(4) 管理計画実行の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 内容に大きな変更なし。 旧「第6章(2)科学的知見に基づく順応的管理体制」に記載されていた内容を改定案では本項に記載。
(5) 「世界自然遺産小笠原諸島管理計画アクションプラン」について		<ul style="list-style-type: none"> 項目を新設し、アクションプランの改定の経緯と位置付けを記載。
3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要	3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要	
(1) 総説	(1) 小笠原諸島の位置	<ul style="list-style-type: none"> (1)と(2)の順序を入れ替え。 内容に大きな変更なし。
(2) 位置	(2) 総説	
(3) 自然環境	(3) 自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 時点更新するとともに、文章表現を精査。 「植物」については、「植生」と「植物(維管束植物)」に分割。
1) 地質	1) 地質	
2) 気象・海流	2) 気象・海流	
3) 植生	3) 植物	
4) 植物(維管束植物)	4) 動物	
5) 動物	5) 生態系の相互作用と進化	
6) 生態系の形成と生物の進化		
(4) 社会環境	(4) 社会環境	<ul style="list-style-type: none"> 現況を踏まえて内容を修正。 2)～4)の順序を入れ替え、「利用状況」は「来島者数」へと見出しを修正。
1) 歴史と生活	1) 歴史と生活	
2) 来島者数	2) 主な産業	
3) 主な産業	3) 土地所有状況	
4) 土地所有状況	4) 利用状況	
(5) 世界自然遺産小笠原諸島	(5) 世界自然遺産小笠原諸島	<ul style="list-style-type: none"> 内容に大きな変更なし
1) 遺産価値(世界遺産委員会による評価の抜粋)	1) 遺産価値(世界遺産委員会による評価の抜粋)	
2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項	2) 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項	
	3) 管理の現状(世界自然遺産登録後の変化・取組の成果・課題)	<ul style="list-style-type: none"> 「第4章 管理計画改定に当たっての視点」へ移動
3) 保護担保措置		<ul style="list-style-type: none"> 旧「第5章(1)保護制度の適切な運用」を本項へ移動。 村条例について情報を追加。
4) その他関係法令等		

【参考】管理計画の目次構成 と 改定状況 (2/3)

【新】 改定案 (2023年12月時点)	← 【旧】 現行計画 (2018年3月策定)	改定状況
4. 管理計画改定に当たっての視点		
5. 管理の基本理念と基本方針	4. 管理の基本理念と基本方針	
(1) 基本理念	(1) 基本理念	・内容に大きな変更なし。
(2) 基本方針	(2) 基本方針	・ 管理の方策に対応して、構成を見直し。
1) 生態系の保全	1) 遺産価値を支える自然環境の保全	・旧「第4章(2)基本方針」に記載されていたポイントは、本項及び「第6章 管理の方策」へ振り分け。
2) 自然と人の共生	2) 侵略的外来種対策の継続	
3) 持続的な遺産の管理	3) 人の暮らしと自然との調和	
	4) 順応的な保安全管理の実施	
6. 管理の方策	5. 管理の方策	
	(1) 保護制度の適切な運用	・「第3章(5)3)保護担保措置」「第3章(5)4)その他関係法令等」へ移動。
	1) 原生自然環境保全地域	
	2) 国立公園	
	3) 森林生態系保護地域	
	4) 国指定鳥獣保護区	
	5) 国内希少野生動植物種	
	6) 天然記念物	
	7) 外来種対策に係る制度	
(1) 生態系の保全		
1) 生態系の修復と固有種等の個体群の絶滅回避		・ 海域の保安全管理に関する項目を新設。
ア. 全ての島に共通する留意点		・ 小笠原諸島全体/列島ごと/島ごとのそれぞれの視点で対策の方向性を整理。
イ. 各列島・島の保安全管理		■ 全ての島に共通する留意点
ウ. 海域の保安全管理		・旧「第4章(2)2)侵略的外来種対策の継続」に書かれていた3つの観点(種間相互作用の観点、生態系機能の観点、広域移動種の観点)をベースに再整理。
		■ 列島ごとの概要、保安全管理の方向性
		・島ごとの対策の方向性を列島ごとに分けて整理することとし、各列島の冒頭で列島ごとの概要と保全の方向性を整理して記載。
		■ 島ごとの現況と課題、長期目標、管理の方策
		・旧「第5章(7)島ごとの対策の方向性」のうち、生物の保全、既侵入の外来種への対策に関する内容をベースに再整理し、情報を更新。
		・主な保全対象と主な脅威を島ごとに一覧化。

【参考】管理計画の目次構成と改定状況 (3/3)

【新】改定案 (2023年12月時点)	← 【旧】現行計画 (2018年3月策定)	改定状況
2) 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止	(2) 新たな外来種の侵入・拡散防止 1) 生態系の保全管理及び調査 2) その他の緑化・建設事業 3) 自然利用 4) 農業活動 5) 愛玩動物・園芸植物の飼養・栽培・持込み等 6) 定期航路等による物資や人の移動	・現行計画の内容をベースに一部情報を更新。 ・見出しレベルや構成を再整理。
	(3) 各種事業における環境配慮の徹底	・「第6章 (3) 1) 遺産を保護するしくみの適切な運用」へ移動。
(2) 自然と人の共生		
1) 自然と共生した島の暮らしの実現	(4) 自然と共生した島の暮らしの実現	・現行計画の内容をベースに一部情報更新・追加。
2) エコツーリズムの推進	(5) エコツーリズムの推進	・旧「第5章 (7) 島ごとの対策の方向性」に含まれていた内容を一部統合。
	(6) 継続的な調査と情報の管理	・「第6章 (3) 2) 遺産管理体制の充実」へ移動。
(3) 持続的な遺産の管理		
1) 遺産を保護するしくみの適切な運用		・旧「第5章 (3) 各種事業における環境配慮の徹底」から移動。
2) 保全管理体制の充実		・ 保護担保措置の拡充に関する事項を追記
	(7) 島ごとの対策の方向性	・旧「第5章 (6) 継続的な調査と情報の管理」から移動 ・旧「第6章 (4) 国内外との連携」に記載の内容を管理の方策に位置付け。 ・ 資金確保や体制整備に関する事項を追記。
		・生物の保全、既侵入の外来種への対策に関する内容は、「第6章 (1) 1) 生態系の修復と固有種等の絶滅回避」へと移動。 ・未侵入・未定着の外来種への対策、自然と人の共生に関する内容は、「第6章 (1) 2) ~ (3)」でそれぞれ個別の項目として再整理。
7. 管理の体制	6. 管理の体制	
(1) 管理機関の体制・役割	(1) 管理機関の体制	・内容に大きな変更なし。
	(2) 科学的知見に基づく順応的管理体制	・「第2章 (4) 管理計画実行の考え方」へ移動。
(2) 関係者との連携のための体制	(3) 関係者の連携のための体制	・科学委員会と地域連絡会議が対になるよう、細目・内容を再整理。
	(4) 国内外との連携	・「第6章 (3) 2) 遺産管理体制の充実」へ移動。
8. おわりに	7. おわりに	
		・内容に大きな変更なし。